

(2) 企業組合からの組織変更

<根拠法・条文等>

令和4年10月1日以降

- ① 組織変更の議決総会招集の通知（総会の2週間前）
- ・「組織変更計画の要領」「組織変更後の労働者協同組合の定款」を総会の招集案内と合わせて通知する

(労協法附則第5条
・中協法第49条第1項)

- ② 組織変更の議決総会の開催
- ・「組織変更が効力を生ずる日(効力発生日)」等を定めた組織変更計画について、総会の議決により承認する。議決は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による**特別決議**を必要とする。

(労協法附則第5条
・中協法第53条)

- ③ 組織変更の議決等の公告及び債権者異議申述公告
- ・組織変更の議決の内容及び貸借対照表を公告。
 - ・組織変更をする旨及び公告の日より一定期間（1月以上の期間）債権者が異議の申し立てを行い得ることも併せて官報公告し、かつ、知れている債権者に対し格別に催告する（定款の定めに従い、官報のほか日刊新聞紙又は電子公告によりするときは、格別の催告は不要）。
- ※官報公告については、公告を申し込んでから掲載まで1～2週間程度を要する。

(労協法附則第6条)

組織変更をする企業組合は、効力発生日に組合となるが、③の手続きが終了していない場合には組織変更の効果は生じない。

(労協法附則第11条第1項・
同条第3項)

- ④ 新法人の組合員加入をする者へ「組織変更後組合」の出資の割当て

(労協法附則第8条)

(次ページへ続く)

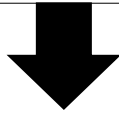
<根拠法・条文等>

⑤ 組織変更登記（解散登記＋設立登記）

- ・効力発生日から2週間以内に、法務局へ企業組合の登記、組織変更登記申請をする。その後一定期間を経て登記事項証明書が発行されるので、当該証明書の他添付書類を添えて、組織変更を行政庁へ届け出る。

※登記の際に必要な資料などについては、事前に最寄りの法務局へ

（労協法附則第15条第1項、
第12条・労協法第27条
・労協令第3条第1項）



⑥ 組織変更の届出

- ・企業組合を管轄する行政庁（財務大臣の所管に属する事業を行わないものにあつては、管轄都道府県知事。財務大臣の所管する事業を行うものについては中協法第111条第1項参照）に対し、遅滞なく、組織変更の届出
- ・労働者協同組合を管轄する行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に対しては、効力発生日から2週間以内に、組織変更の届出。

（労協法附則第12条・
労協法第27条・第132条
・中協法第111条第1項）

【補足事項】 組織変更計画に規定する事項（労協法附則第5条第4項）

- ① 組織変更後の組合の事業、名称及び事務所所在地
- ② ①のほか組織変更後組合の定款で定める事項
- ③ 組織変更後組合の理事の氏名
- ④ 組織変更後組合の監事の氏名
- ⑤ 組織変更する企業組合の組合員が組織変更の際して取得する組織変更後組合の出資口数又は、その口数の算定方法
- ⑥ 組織変更する企業組合の組合員に対する前号の出資の割当てに関する事項
- ⑦ 効力発生日
- ⑧ その他、厚労省令で定める事項